

議案第47号

八広地域プラザの指定管理者の指定について  
上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広地域プラザの指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、八広地域プラザの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
八広地域プラザ	東京都墨田区八広五丁目23番1 5号 一般社団法人吾嬬の里 理事長 本多 清司	令和4年4月1日から令 和7年3月31日まで

(提案理由)

八広地域プラザの指定管理者を指定する必要がある。